



議 題 2

報道機関 各位

記者発表資料

平成24年10月26日(金)
問い合わせ先：産業展開推進課
担当：吉田・野本
電話：829 1371
内線：4777

中小企業経営健全化支援強化事業をスタートします

本市では、市内中小企業の持続的な経営を支援するために、中小企業経営健全化支援強化事業を実施します。

1 趣旨

厳しい経営環境の現状や平成25年3月に期限の到来を迎える中小企業金融円滑化法の最終延長など、市内企業の経営健全化の必要性の高まりを受け、本市では金融機関と連携をして頑張る中小企業を支援します。

2 事業概要

本事業では、経営の健全化が必要とされる対象企業に対して、経営改善に知見を持つ経営改善コーディネーターを公益財団法人さいたま市産業創造財団に配置するとともに、外部専門家によって組織する健全化専門家チームの派遣を行います。

(1) 支援対象の企業

経営の健全化が必要とされる企業

(貸付条件の変更等を受けているが、経営改善計画を策定していない企業等)

(2) 支援内容

- ・(公財)さいたま市産業創造財団に事業再生等に知見を有する「経営改善コーディネーター」を3名配置
- ・企業が直面する経営課題を解決するため、企業ごとに中小企業診断士等の専門家を選定してチームで派遣を行う

(5回まで無償、5回を超える部分は3分の2を助成)

3 事業期間

(公財)さいたま市産業創造財団との契約締結日から平成25年3月末日まで

4 今後の展開

本市と(公財)さいたま市産業創造財団では、中小企業の経営の健全化を支援するため、金融機関等との連携強化に取り組んでいきます。

【問い合わせ・申込み先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課(支援担当)

〔住所〕さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

〔電話〕048-851-6391 〔FAX〕048-851-6392

〔URL〕<http://www.sozo-saitama.or.jp>